

南大隅町奨学資金貸付基金条例

平成18年3月13日条例第1号

改正

平成18年12月14日条例第26号

(基金の設置)

第1条 南大隅町奨学資金(以下「奨学資金」という。)の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、南大隅町奨学資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1,000万円とする。

2 町長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立て相当額増加するものとする。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、整理するものとする。

(貸付けの対象等)

第5条 奨学資金は、有用な人材の育成に資するため、経済的理由により就学を困難とする者又は学業及び人物が優秀である者に対して貸付けるものとする。

2 鹿児島県立南大隅高等学校に在学する生徒で錦江町在住者を除く者とする。

3 奨学資金の貸付けの決定及び取消しは、町長が行う。

(奨学資金の額)

第6条 奨学資金の貸付金額は、年額180,000円以内とする。ただし、月額で貸付ける場合は15,000円以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は300,000円を限度として貸付けることができる。

(貸付期間)

第7条 奨学資金の貸付期間は、4月から始まり、当該学校の正規の修業年限を終了する月までとする。

(異動届出)

第8条 奨学資金の貸付けを受けた者(以下「奨学生」という。奨学資金未償還の者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに町長に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、留年、転校又は退学しようとするとき。

(2) 奨学資金の額を変更しようとするとき、又は途中辞退するとき。

(3) 奨学生が死亡したとき。

(4) 本人又は保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき。

(奨学資金の休止)

第9条 奨学生が、休学又は留年したときは、その期間奨学資金を休止する。

(奨学資金の停止)

第10条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の貸付けを停止する。

(1) 疾病などのために成業の見込みがないとき。

(2) 学業成績又は操行が不良となったとき。

(3) 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。

(4) 休学、留年等が適当でないとき。

(5) その他奨学生として適当でないとき。

(奨学資金の償還)

第11条 奨学資金は無利子とし、奨学生が、卒業又は中途退学したときは、次に掲げるところにより、当該貸付けを受けた奨学資金を償還しなければならない。

(1) 卒業又は中途退学した年度の翌年度から5年以内とする。

(2) 償還方法は、原則として月賦返還とする。ただし、全額又は一部を繰り上げて償還することができる。

(償還の猶予又は免除)

第12条 町長は、奨学生が疾病、進学その他やむを得ない理由により奨学資金の償還が困難と認められるときは、返還期間を猶予することができる。

2 償還猶予の期間は、奨学生が進学した場合はその在学中、その他の場合は1年間とする。

3 町長は、奨学生又は奨学生であった者が、奨学資金の返還完了前に死亡し、又は心身に著しい障害を生じたとき、その他特別の理由によりその償還が著しく困難になったと認められる場合には、奨学金の一部又は全部の返還を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月14日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

○南大隅町奨学資金貸付基金条例施行規則

平成18年3月31日教育委員会規則第2号

南大隅町奨学資金貸付基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南大隅町奨学資金貸付基金条例(平成18年南大隅町条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 南大隅町奨学資金(以下「奨学資金」という。)の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学資金貸付申請書(様式第1号)
- (2) 奨学生推薦調書(様式第2号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項第1号の奨学資金貸付申請書は、**保護者**(父母又はこれに代わる者)又は成年者で独立の生計を営み、かつ、将来奨学資金の償還の責を負うことができる者でなければならない。

(奨学生の選考)

第3条 奨学生選考委員会については、別に定める。

(奨学生の決定通知)

第4条 奨学生を決定したときは、奨学資金貸付原簿(様式第3号)に登録し、奨学生採用通知書(様式第4号)により本人に通知する。

(誓約書の提出)

第5条 奨学生の決定を受けた者が、奨学資金の貸付けを受けようとするときは、誓約書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(連帯保証人の資格)

第6条 連帯保証人は独立の生計を営む者で、奨学資金の償還に関し、保証能力のある者でなければならない。

(奨学資金の交付)

第7条 奨学資金は、奨学生に毎月交付する。ただし、特別の事情があるときは、数月分を合わせて交付することができる。また、決定通知前の奨学資金についても繰り上げて交付することができるものとする。

(異動事項の届出)

第8条 条例第8条に規定する異動届は、奨学生異動事項届(願)出書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(借用証書)

第9条 卒業しようとする奨学生は、卒業前に奨学資金借用証書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 学生が奨学資金の貸付けを途中で辞退し、若しくは停止されたとき又は死亡したときは前項の規定を準用する。この場合において、奨学生が死亡したときは、同項中「奨学生」とあるのは、「連帯保証人又は遺族」と読み替えるものとする。

3 借用証書の提出を受けたときは、奨学資金償還原簿(様式第8号)を作成しなければならない。

(奨学資金の償還)

第10条 町長は毎年度償還すべき金額、償還方法等を奨学資金償還通知書(様式第9号)により奨学生であった者に通知する。

2 奨学資金の償還は、町長が発行する納入通知書(南大隅町財務規則(平成17年南大隅町規則第31号)第19条に基づく様式第22号)により納付しなければならない。

3 条例第11条の規定による奨学資金の償還の始期は、卒業の日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月からとする。

(償還の猶予)

第11条 条例第12条第1項に規定する償還の猶予を受けようとする者は、奨学資金償還猶予申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(償還の免除)

第12条 条例第12条第3項に規定する償還の免除を受けようとする者は、奨学資金償還免除申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(償還の猶予又は免除の決定)

第13条 前2条の規定による償還の猶予又は免除の申請があったときは、速やかに審査を行い、町長の承認を受けて奨学資金償還猶予(免除)決定通知書(様式第12号)により当該申請者に通知する。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

誓 約 書

南大隅町長 殿

このたび、南大隅町奨学資金貸付基金条例に基づく奨学生として、奨学資金の貸付けを受けることになりましたが、同条例、規則及び指示事項を遵守のうえ、奨学生としての本分を尽くします。

なお、奨学資金の償還その他の義務については、同条例等の規定に従い、履行することをここに誓約いたします。

年 月 日

本人 住所
氏名 印

保護者 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

奨学生異動事項届（願）出書

年 月 日

南大隅町長 殿

南大隅高等学校 年 科

本人 住所
氏名 印

保護者 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

下記のとおり、奨学生について異動がありましたので届（願）出ます。

1 異動事項及びその理由

2 異動事項の発生日及びその期間

(1) 発生日 年 月 日

(2) 期 間 年 月 日 から 年 月 日

3 決定番号 第 号

4 添付書類

(注意) 添付書類は、異動事項の理由を証明できる書類

様式第 7 号（第 9 条関係）

奨学資金借用証書	
借用金額	円也
<p>私は、上記のとおり、奨学資金を借用いたしました。償還については、南大隅町奨学資金貸付基金条例施行規則の規定に従い、誠実に償還することを誓約いたします。</p>	
年 月 日	
南大隅町長	殿
本人	住所 氏名
保護者	住所 氏名
連帯保証人	住所 氏名
	印
	印
	印

様式第 8 号（第 9 条関係）

奨学資金償還原簿													
氏名													
住所													
貸付金額		円											
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
年返還額													
現在高													
年返還額													
現在高													
年返還額													
現在高													
年返還額													
現在高													
年返還額													
現在高													
年返還額													
現在高													
年返還額													
現在高													
年返還額													
現在高													
年返還額													
現在高													
年返還額													
現在高													

奨学資金償還通知書

第 号
年 月 日

様

南大隅町長 印

あなたの 年度分奨学資金償還額は、下記のとおりです。
つきましては、南大隅町奨学資金貸付基金条例並びに施行規則の規定に基づき、
償還を履行されるよう通知します。

記

年度償還額	現年度分	年 月分～ 年 月分 () 円	計 () 円
	過年度分	年 月分～ 年 月分 () 円	
償 還 額	月賦・半年賦・年賦		円
納 期	毎月 (年) 月 日		
償還の方法			
参 考	貸付総額		円
	年度分 (年 月) までの償還済額		円
	残 額		円

奨学資金償還猶予申請書

年 月 日

南大隅町長 殿

本 人 住 所
氏 名
電 話 印

下記のとおり奨学資金償還の猶予をお願いいたします。

1 償還猶予期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 猶予の事由
(1) 進学のため
() 学校 年 学部 (科)
(2) 疾病又は災害等により償還が困難となったため
(3) 失職して収入の途が一時絶たれたため
(4) その他 ()

3 添付書類 (前記2の事由を証明できる書類)

(注意) 添付書類について

- 1 疾病又は負傷の場合、保健所又は医師の診断書又は証明書
- 2 失業その他の理由により収入が一時絶えた場合は、雇用保険受給資格証又はそれまで勤務していた事業所の発行する書類
- 3 その他猶予の事由を証明できる書類

様式第11号（第12条関係）

奨学資金償還免除申請書			
		年 月 日	
南大隅町長 殿			
	本 人 住 所		印
	氏 名		
	電 話		
下記のとおり奨学資金償還の免除をお願いいたします。			
記			
1	貸付を受けた期間	年 月から	年 月まで
2	借用総額 (A)		円
3	償還済額 (B)		円
4	償還すべき額 (A)－(B)		円
5	免除の理由		
6	添付書類		

(注意) 添付書類は、免除の理由を証明できる書類

様式第12号（第12条関係）

奨学資金償還猶予（免除）決定通知書			
		第 号	
		年 月 日	
様			
		南大隅町長	印
年 月 日付で申請のあった奨学資金償還猶予（免除）については、下記のとおり決定したので通知します。			
記			
1	決定番号	年 第 号	
2	本 人 住 所		
	氏 名		
3	返還猶予（免除）金額		円
	ただし、借用金額		円
	償還済額		円
	未償還額		円
4	償還猶予（免除）期間		
	(1) 猶 予	年 月から	年 月まで
	(2) 免 除	年 月	
5	償還猶予（免除）の事由		